

## 福岡市流域貯留浸透事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡市流域貯留浸透事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることを背景に、流域全体のあらゆる関係者が取り組む「流域治水」を推進するため、民間事業者が行う雨水貯留浸透施設の整備に要する経費の一部を福岡市長（以下「市長」という。）が補助することにより、流域の雨水流出抑制を図り、安全・安心のまちづくりに資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「雨水貯留浸透施設」とは、市内において雨水を貯留若しくは浸透又はその両方の機能をもつ施設をいう。ただし、福岡市開発行為の許可等に関する条例（平成16年福岡市条例第27号）第4条第1項の規定により設置される雨水流出抑制施設は除く。

### (補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、雨水貯留浸透施設の整備を民間事業者が行う事業であるもので、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）に定める流域貯留浸透事業の対象要件を満たし、次の1号及び2号のいずれかに該当し、かつ3号の要件に該当する事業とする。

- (1) 民間の施設又は敷地を500m<sup>3</sup>以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業であること。
- (2) 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、民間の施設を改良する事業で、3,000m<sup>3</sup>以上の治水容量を確保するため、掘削、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの。また、当該河川の流域（当該河川の流域面積が7km<sup>2</sup>以下である流域内の区域）において、複数の溜め池を合わせた規模が3,000m<sup>3</sup>以上の治水容量を確保（ただし、事業着手から3ケ年以内に完了するものに限る）するもの。
- (3) 河川管理者により「流量分担計画」が定められた河川の流域内で行う事業であること。

### (補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の1号及び2号のいずれかに該当し、かつ3号及び4号の要件に該当する者とする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 補助対象事業を行う土地の所有者若しくは建築物の所有者
- (2) 前号に定める者から承諾を得た者
- (3) 雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮させるため雨水貯留浸透施設の管理に関し、市長と管理協定を締結し、適正な管理を行える者
- (4) 本市の市税を滞納していないこと

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、その事業内容や構造等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第4条の補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の整備のための工事費
- (2) 雨水貯留浸透施設の整備のための測量、詳細設計、地質調査に要する費用
- (3) 雨水貯留浸透施設の整備のために必要な土地等の借料に要する費用

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に、6分の5を乗じて得た額以内とする。ただし、予算の範囲内で市長が決定した額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第9条 申請者は、福岡市流域貯留浸透事業補助金交付申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

- 2 提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付決定等)

第10条 市長は、前条に規定する交付申請が提出されたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、福岡市流域貯留浸透事業補助金交付決定通知書(様式第5号)または福岡市流域貯留浸透事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定に際しては、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更の申請)

第11条 補助対象者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、交付決定変更申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第12条 市長は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、交付決定をした内容の変更について審査を行い、変更の内容が適当であると承認したときは、交付決定変更通知書(様式第8号)により補助対象者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知に際しては、必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果により変更の内容が不相当と認めるときは、速やかに補助対象者に対しその旨を通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の審査の結果により変更の内容が不相当と認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、取り消した場合は、交付決定取消通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第13条 補助金交付申請を取り下げようとする場合は、福岡市流域貯留浸透事業補助金交付取下申請書（様式第10号）により市長に対し補助金の取り下げを申請しなければならない。

（状況報告）

- 第14条 補助対象者は、市長の要求があった場合には、速やかに状況報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
- 2 補助対象者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書（様式第11号）にその理由を付して遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならない。
  - 3 市長は、第1項の状況報告書において補助対象事業の計画が当初の事業計画に適合していないと認められた場合は、事業遂行命令書（様式第12号）により補助対象者に対して是正措置を命ずることができるものとし、その場合においては、補助対象者はその命令に従わなければならない。

（完了実績報告）

- 第15条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
- 2 第9条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、第1項に定める完了実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
  - 3 第9条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、第1項に定める完了実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式14号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の完了実績報告があったときは、補助対象事業の完了検査を実施し、補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式15号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求等）

第17条 補助対象者は、市長から補助金の支払いを受けようとするときは、前条に基づく補助金

の額の確定の通知後に、支払請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条の請求が適正であると認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の取消し等）

第19条 市長は、補助対象者が補助金の交付の決定の内容又はこの要綱の規定に違反すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、交付決定取消通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付の決定の内容を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、別に定める補助金返還請求書（様式第17号）により、その返還を求めなければならない。

2 補助事業者は前条の規定による通知を受けたときは、補助金返還請求書に規定された期限内に補助金の返還を行うものとする。

（財産の処分の制限）

第21条 補助対象者は、取得財産については、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、取得財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間を経過したときはこの限りではない。

2 補助対象者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第18号）を市長に提出して承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認を受けようとする場合において、交付した補助金の額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額を原則として補助対象者から返還させるものとする。また、当該処分により補助対象者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

（利用状況の報告）

第22条 補助対象者は、補助対象事業の完了後に市長から指示があった場合は、当該補助事業に係る施設の利用状況等について市長に報告しなければならない。

（暴力団の排除）

第23条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
  - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
  - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したものを）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、この要綱に基づく補助金の交付について、事業の必要性や公益性について検証を行った結果、事業の継続が必要と認められる場合は、この要綱の終期について延長することができる。